

公示番号：170333

国名：バングラデシュ国

担当部署：バングラデシュ事務所

案件名：住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト（総合技術アドバイザー）【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：総合技術アドバイザー
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年7月上旬から2018年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内1. 2M/M、現地3. 97M/M、合計5. 17M/M
- (3) 業務日数

- ・第1次：国内準備5日、現地業務14日
- ・第2次：国内準備5日、現地業務14日
- ・第3次：国内準備2日、現地業務21日
- ・第4次：国内準備2日、現地業務21日
- ・第5次：国内準備2日、現地業務21日
- ・第6次：国内準備5日、現地業務28日、国内整理3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica. go. jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月27日までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 32点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点

(計100点)

類似業務	小規模水資源開発
対象国／類似地域	バングラデシュ国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュの主食であるコメは、大河により形成された沖積平野で1980年代までは主に雨季の氾濫洪水や自然降雨に依存した稲作が広く行われてきた。その後、地下水灌漑による乾季作の導入が進められたが、地下水位の低下や塩水の侵入が問題となり、雨季の表流水の乾季作利用が農業開発における重要な課題となっている。また、米の安定生産のためには、かんがいに加え、排水改良、洪水湛水被害の防止等も重要であり、1,000ha以下の小規模な地域単位での用排水路、制御水門、堤防等の施設整備を行う小規模水資源開発 (Small Scale Water Resource Development。以下、「SSWRD」という) 事業が、1990年代半ばからADBやJICA等からのローン供与に基づき実施されてきている。

SSWRD事業の実施機関は、農村インフラ整備を担う地方行政技術局 (Local Government Engineering Department。以下、「LGED」という) で、LGED本部のIWRM (Integrated Water Resources Management) ユニットがSSWRDに係る事業を統括している。しかしながら、これまで行われてきたインフラ整備が地方・農村道路を中心としていたため、組織内にSSWRDに関する技術的バックグラウンドに乏しいこと、ローン事業の実施・管理は外部コンサルタントの技術力に負う部分が多く、LGED職員自身の技術力や事業実施能力の向上には結びついていない。また、SSWRD事業を契機に関連施設の管理を担う水管理組合 (Water Management Cooperative Association。以下、「WMCA」という) が設立されるが、同組合の能力不足等により施設の運用・維持管理状況が十分でないケースも見られる。さらに、水資源関連施設のみならず農村道路や市場等のインフラの整備を、関係地方自治体の参加の下に一体的・統合的に実施することが求められている。

これらの課題に対応するため、バングラデシュ政府の要請に基づき、JICAは2012年10月中旬より「住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト」(以下、「本事業」という) を実施中である。本事業は、タンガイル県、ナトール県、ジャロカティ県の3つのパイロット地区での小規模水資源管理施設等の計画・整備を通して、①SSWRD事業のガイドライン整備、研修等を通じたLGEDの能力向上、②農村道路・市場整備統合計画手法、③WMCAの施設の維持管理能力の強化、④ユニオン関係者によるWMCA支援能力の強化、⑤前述の活動成果を基にした参加型小規模水資源管理 (Participatory Small Scale Water Resource Management。以下、「PSSWRM」という) モデルとその実施体制の確立を図ることを目的としている。本プロジェクトは当初2012年10月から5年間の予定で、3名の長期専門家(チーフアドバイザー/水管理、統合型水資源管理、業務調整/コミュニティ開発)と短期専門家を派遣し実施してきたが、度重なるゼネラルストライキやテロ事件の発生等により進捗に影響を受けたこと等の理由により、7.5か月の期間延長が合意された。2017年10月中旬で2名の専門家(チーフアドバイザー/水管理、統合型水資源管理)は帰国する予定であり、延長期間の活動事項であるSSWRDプロジェクトマネジメントに係るLGED職員に対する研修の実施や、WMCA能力強化支援を、カウンタート機関であるLGEDとともに実施し、参加型小規模水資源管理モデル及びその実施体制をより確実なものとする必要があるとなっている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本事業の成果である参加型小規模水資源管理モデルとその実施体制をより確

実なものとするために、本事業の各活動に関しC/Pと協力してプロジェクトの円滑な運営に努めるとともに、主にSSWRDプロジェクトマネジメントに係る研修及びWMCAによる小規模水資源施設の維持管理能力強化に係る活動を行う。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 第1次派遣（7月上旬～7月下旬）

①国内準備期間（7月上旬）

ア 関連資料をレビューし、業務期間中（2017年7月～2018年5月）のワークプラン（和文・英文）（案）を作成する。

②現地業務期間（7月上旬～7月下旬）

ア C/Pとワークプランを協議し、承認を得る

イ パイロット地区を訪問し、WMCAの活動状況や地方（県及び郡）のLGED職員の活動状況等を把握する。

ウ 長期専門家と連携し本事業で作成するSSWRDガイドライン（案）に基づき、LGED職員（中央、地方）に対するSSWRDプロジェクトマネジメントに係る研修プログラムのアウトイラン及び実施計画の作成を支援する。

エ 長期専門家と連携し「SSWRDプロジェクトマネジメント研修（仮称）」の研修資料の骨子の作成を支援する。

オ 現地業務結果報告書をJICAバンングラデシュ事務所に提出する。

(2) 第2次派遣（9月下旬～10月上旬）

①国内準備期間（9月下旬）

ア 2017年8月に実施予定のLGED県職員を対象とした「SSWRDプロジェクトマネジメント研修（仮称）」の実施状況をレビューする。

イ 第1次現地業務活動結果及び上アを踏まえ第2次現地業務活動計画を作成する。

②現地業務期間（9月下旬～10月中旬）

ア LGED本部のIWRMユニットや2017年8月に実施する研修参加者（LGED県職員）と協議し、必要に応じIWRMユニットが講師となりLGED県職員を対象に実施する「SSWRDプロジェクトマネジメント研修（仮称）」の研修プログラムの改善及び実施を支援する。

イ 本事業で2016年6月から2018年8月までに実施するWMCAやユニオン関係者を対象とする維持管理能力強化研修等の内容をレビューし、改善案があればそれを提案する。

ウ 現地業務結果報告書をJICAバンングラデシュ事務所に提出する。

(3) 第3次派遣（10月中旬～11月中旬）

①国内準備期間（10月中旬）

ア 第2次現地業務活動結果を踏まえ、第3次現地業務活動計画を作成する。

②現地業務期間（10月中旬～11月中旬）

ア LGED県職員がLGED郡職員等に対し実施する「SSWRDプロジェクトマネジメント研修（仮称）」の実施をLGEDのIWRMユニット職員とともに支援する。

イ 上アで実施した研修の実施状況をレビューし、必要に応じLGED郡職員を対象とした「SSWRDプロジェクトマネジメント研修（仮称）」に係る研修の内容を改善する。

ウ パイロット地区におけるWMCAの維持管理に係るLGEDの活動を支援するとともに、その維持管理状況をレビューし、改善点がある場合にはその指導を行う。

エ パイロット地区におけるユニオン関係者及びLGED郡職員のWMCAに関連する活動の実施状況をレビューし、改善案があればそれを提案する。

オ 上ウ及びエを踏まえ、また本事業で2017年8月に実施予定の「SSWRDインフラと道路・市場等の流通インフラとの「統合」効果のフォローアップ調査」結果をレビューし、同調査のパイロット地区におけるフォローアップ調査の実施計方針作成する。

カ 現地業務結果報告書をJICAバンングラデシュ事務所に提出する。

(4) 第4次派遣（11月下旬～12月下旬）

①国内準備期間（11月下旬）

ア 第3次現地業務活動結果を踏まえ、第4次現地業務活動計画を作成する。

②現地業務期間（11月下旬～12月下旬）

ア 第3次現地業務活動でのレビュー結果を踏まえ、LGED県職員がLGED郡職員等に対し実施する「SSWRDプロジェクトマネジメント研修（仮称）」の実施をLGED本部のIWRMユニット職員とともに支援する。

イ パイロット地区におけるWMCAの維持管理に係るLGEDの活動を支援するとともに、その維持管理状況をレビューし、改善点がある場合にはその指導を行う。

ウ パイロット地区におけるユニオン関係者及びLGED郡職員のWMCAに関連する活動の実施状況をレビューし、改善案があればそれを提案する。

エ 第3次現地業務結果に基づき、別途本事業でローカルコンサルタントを備えし実施する実施状況調査のパイロット地区におけるフォローアップ調査の実施管理を支援する。

オ 現地業務結果報告書をJICAバングラデシュ事務所に提出する。

(5) 第5次派遣（2月上旬～3月上旬）

①国内準備期間（2月上旬）

ア 第4次現地業務活動結果を踏まえ、第5次現地業務活動計画を作成する。

②現地業務期間（2月上旬～3月上旬）

ア 「SSWRDプロジェクトマネジメント研修（仮称）」に係る県及び郡LGED職員を対象とした研修のレビュー結果を取りまとめ、今後のSSWRDプロジェクトマネジメントに係る中長期的な研修計画の作成を支援する。

イ 第3次現地業務及び第4次現地業務でのパイロット地区におけるWMCAの活動のレビュー結果、ユニオン及びLGED郡職員の活動のレビュー結果を踏まえ、SSWRDガイドラインに係る留意事項を取りまとめ、LGEDに提言する。

ウ 本事業で整備している「SSWRDと市場アクセスインフラの統合的開発に関するガイドライン（仮称）」やWMCAへの維持管理活動支援等、本事業の成果」を踏まえ、IWRMユニットの中長期的な戦略、実施計画案の作成を支援する。

エ 上記ア、イ、ウを踏まえ、IWRMユニットの中長期的な戦略、実施計画の策定を支援する。

オ 長期専門家が作成する本事業の事業完了報告書（第一稿）に第1～4次の現地業務結果を反映し、本事業の事業完了報告書（案）を長期専門家と連携し作成する。

カ 現地業務結果報告書をJICAバングラデシュ事務所に提出する。

(6) 第6次派遣（4月下旬～5月下旬）

①国内準備期間（4月下旬）

ア 第5次派遣で作成した事業完了報告書案に基づき2018年5月中旬に実施予定の最終合同調整委員会(JCC)の資料(案)を作成する。

②現地業務期間（4月下旬～5月下旬）

ア LGED本部のIWRMユニットと協議し、最終合同調整委員会(JCC)の資料作成を支援する。

イ 最終合同調整委員会(JCC)に参加し、第1～5次での現地業務活動結果を報告するとともに、長期専門家と連携し、IWRMユニットの中長期的な戦略、実施計画を含む事業完了報告書(案)を諮り、承認を得る。

ウ 本事業で実施したパイロットサイト建設工事の瑕疵検査の実施を支援する。

エ 長期専門家と連携し、本事業の事業完了報告書を作成し、JICAバングラデシュ事務所に報告する。

③国内整理期間（5月下旬）

ア プロジェクト事業完了報告書及び6次にわたる派遣業務を纏めた専門家業務完了報告書を作成する。

イ プロジェクト報告会に参加し、本業務の業務報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする

(1) ワークプラン

業務内容を事前に関係者と共有するために作成。

和文1部：JICAバングラデシュ事務所

英文2部：JICAバングラデシュ事務所、C/P機関

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務の終了時に実施した業務内容等を記載したものを作成、報告。

和文1部：JICAバングラデシュ事務所

英文2部：JICAバングラデシュ事務所、C/P機関

(3) 専門家業務完了報告書

実施業務の具体的内容、達成状況、課題、提言等を記載したものを作成、報告。

和文1部：JICAバングラデシュ事務所、

英文2部：JICAバングラデシュ事務所、C/P機関

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒東京を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務内容」の項に記載の日程を基に具体的な業務日程は提案が可能です（第2次派遣と第6次派遣を除き、前後半月程度のずれは許容可）。

② 現地での業務体制

本プロジェクトの長期派遣専門家の構成は以下のとおりで、本業務はこれら専門家と調整の下、業務を遂行します。

ア) 2017年10月13日まで：a) チーフアドバイザー/水管理、b) 統合水資源管理、c) 業務調整／コミュニティ開発

イ) 2017年10月14日から2018年5月31日まで：業務調整／コミュニティ開発

③ 便宜供与内容

当機構バングラデシュ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペースの提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICAバングラデシュ事務所から配布します。

連絡先：（電話）880-2-9891897 （FAX）880-2-9891689。

- ・プロジェクト関係資料（実施協議報告書、実施運営総括表、中間レビュー調査報告書等）
- ・関連事業（円借款「小規模水資源開発事業 ファイナル・レポート」及び「小規模水資源開発事業 基礎情報収集・確認調査 ファイナル・レポート」等）に係る資料

（3）安全管理

- ① 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前に予め連絡し、機構の承認を得ること。
（渡航前）
 - ア） 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：必ず「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
 - イ） 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：各渡航の度にブリーフィングを受けること。
 - ウ） 外務省「たびレジ」への登録：各自登録を行うこと。
 - エ） JICA 事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
 - オ） ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。
（渡航後）
 - カ） バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。
- ② バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- ③ 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。
なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- ④ 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める。
手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等が必要になる可能性がある。これに係る経費は原則として JICA バングラデシュ事務所にて対応するが、詳細については同事務所と十分な協議を行うこと。
- ⑤ ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- ⑥ 現地作業中は、JICA バングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICA バングラデシュ事務所から貸与する。
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

(4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意して下さい。現地の治安状況については、JICAバングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡を取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。渡航前に外務省「たびレジ」に登録して下さい。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談して下さい。

以上